登録番号	名称	変更前の基準適合性認証の業務の範囲	変更後の基準適合性認証の業務の範囲	変更の日
AO	キーマ・クオリティ・ジャパン株式会社	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの、及び体外診断用医薬品 一　医用電気機器 二　放射線及び画像診断機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 三　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）	薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの、及び体外診断用医薬品 一　麻酔・呼吸用機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 二　麻酔・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。） 三　医用電気機器 四　家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器 五　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。） 六　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）	平成二十二年十月一日

○農林水産省告示第二千二百九十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　七一、二三〇円

適用期間　平成二十三年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第二千二百九十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号ハの規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該農林水産大臣の定める額及びその適用期間を告示する。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十三年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第二千二百九十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を次のように定めたので、同条第六項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　うち消費税額及び地方消費税額分　五、七八一円

適用期間　平成二十三年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第二千二百九十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十二条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖平均供給価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖平均供給価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一一、一六二円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、五三二円

適用期間　平成二十三年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第二千二百九十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十八条第一項の規定に基づき、でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　五四、五九〇円

適用期間　平成二十三年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第二千三百号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項の規定に基づき、平成二十三年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき　六、〇三〇円

備考

一　この単価は、四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が一七・一度のてん菜について適用する。

二　糖度が一三・五度以上一七・一度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価は、糖度が一七・一度を〇・一度下回るごとに六二円を、この単価から差し引いた額とする。

三　糖度が一七・一度を超えるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価は、糖度が一七・一度を〇・一度上回るごとに六二円を、この単価に加えた額とする。

○農林水産省告示第二千三百一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項の規定に基づき、平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき　一六、〇〇〇円

備考

一　この単価は、四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が一三・二度以上一四・四度以下のさとうきびについて適用する。

二　糖度が五・五度以上一三・二度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価は、糖度が一三・二度を〇・一度下回るごとに一〇〇円を、この単価から差し引いた額とする。

三　糖度が一四・四度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価は、糖度が一四・四度を〇・一度上回るごとに一〇〇円を、この単価に加えた額とする。